

答 申 第 2 5 5 号

平成31年3月29日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年3月25日付け岐阜市企政第37号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

国は、平成31年（2019年）10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の10%への引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、その下支えをすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することを予定しており、岐阜市においてもこれに基づき、プレミアム付商品券を販売する岐阜市プレミアム付商品券事業の実施を予定している。

このため、プレミアム付商品券の販売の対象となる者の決定その他必要な手続を行うに当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳に関する情報、財政部市民税課が保有する市民税に係る課税台帳に関する情報並びに福祉部福祉事務所生活福祉一課及び生活福祉二課が保有する生活保護の被保護者及び中国残留邦人等支援給付の被支援者に関する情報を条例第10条第2項第5号の規定により利用目的以外の目的のために利用をする。

2 意見

適当なものと認める。

ただし、税情報の閲覧については慎重な取扱いをされたい。

